

財務省第5入札等監視委員会

令和4年度第2回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和4年12月15日～令和5年1月13日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学・教授）	
審議対象期間	令和4年7月1日（金）～令和4年9月30日（金）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：羽田空港CIQ棟入退室管理システムセンター装置更新工事 契約相手方：シンヨー電器株式会社 （法人番号1010401013862） 契約金額：4,070,000円 契約締結日：令和4年8月4日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：税関監視カメラシステムネットワークデコーダーの更新 契約相手方：日本アクア開発株式会社 （法人番号7010701016717） 契約金額：505,780円 契約締結日：令和4年9月26日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：災害対策用物品の購入 契約相手方：株式会社ミヨシ （法人番号2120001011197） 契約金額：1,827,056円 契約締結日：令和4年9月6日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：横浜税関山下分庁舎解体工事設計業務 契約相手方：株式会社翔設計 （法人番号7011001028717） 契約金額：8,250,000円 契約締結日：令和4年9月1日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：羽田空港CIQ棟入退室管理システム センター装置更新工事 契約相手方：シンヨー電器株式会社 (法人番号1010401013862) 契約金額：4,070,000円 契約締結日：令和4年8月4日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p> <p>高落札率となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>羽田空港CIQ棟には、各事務室への入室権限や入退室履歴、遠隔からの施開錠等を管理、制御している入退室管理システムセンター装置が設置されています。当該センター装置は、既にメーカー推奨の更新期間を過ぎており、不具合が発生している状況です。現在は、修理対応により既存装置の運用は継続できておりますが、重大な故障により発生するリスクを回避することを目的とし、更新するものです。</p> <p>本件入札の参加資格については、令和3、4年度財務省関東地区競争参加資格審査において、「電気通信工事」であって、「B」又は「C」等級に格付けされているものとしています。これは、予定価格から本来「C」等級の格付を要しますが、競争性の確保の観点から財務省が定める事務取扱要領に基づき、1級上位の「B」等級の者も参加させることとしたものです。</p> <p>本件入札にあたっては、当該センター装置のみの更新であるため、既設システムと互換性があり、かつ同等以上の機能を有することが条件となりますが、既設システムを取り扱う「A社」は上記の参加資格外（A等級）のため、入札に参加できませんでした。</p> <p>本件入札を成立させ、競争性を高めるために取扱可能な業者を調査し、入札への参加を呼び掛けた結果、2者が入札参加の意思を示したが、1者については提出書類不備により、本件の応札には至らず、結果、1者応札となったものです。</p> <p>本件の予定価格については、「履行可能な複数の者から徴取した見積書により最も安価な単価」等を採用し、予定価格の積算を行いました。複数の者から徴取した見積書の合計額のうち最も安価で</p>

意見・質問	回答
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>3回目の応札で、予定価格に近い金額で落札したという結果になったことは理解できますが、入札参加資格をB、C級に限らずA級まで拡大すれば、もっと安価な結果が得られたのではないかと思います。現行制度下では無理でしょうか。</p> <p>財務省の定める事務取扱要領からしても、2級上位のA等級の「A社」は入札に参加させることができないことは理解しますが、仮に同社が入札に参加できていれば、もう少し低額の落札額になった可能性はあったといえるのでしょうか。</p> <p>「A社」以外の応札者にとっては、多少厳しい予定価格となったとのことですが、落札者は落札価格で採算が取れるのでしょうか。もし分かりましたらご教示ください。</p> <p>入札に2者参加意思がありながら、1者は提出書類不備で応札に至らなかったとのことですが、どの程度の書類不備なのか、復旧手当することはできなかったのでしょうか。</p>	<p>あったのは既設システムを取り扱う「A社」であり、ほとんどの項目において同社の単価を採用しておりますところ、同社が参加できなかったことにより、他の応札者にとっては、多少厳しい予定価格となってしまったことが考えられます。</p> <p>なお、1回目、2回目の応札では予定価格を上回り、3回目の応札で落札となったものです。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>「財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加資格審査事務等取扱要領」には、「その等級に格付された者がいない場合には、資格等級の2級上位の者を競争に参加させることができる。」とされており、ここでいう「格付された者がいない」とは原則として、「実際に入札を行ったにも関わらず、応札者がいなかった場合」を指します。</p> <p>今回の入札については、予定価格に基づいて原則等級「C」ですが、1者の応札があったことから、上記の条件を満たさず、2等級上位（A等級）まで拡大することはできないこととなります。</p> <p>「A社」が参加することで、複数の者による入札が可能となります。そのような状況であれば、少なからずとも競争性が働くことが想定され、もう少し低額の落札額となる結果が得られた可能性もあったと考えられます。</p> <p>落札業者の採算（利益見合い）については、確認していませんが、不調とならず落札したことを考慮すれば、採算は取れていると考えられます。</p> <p>提出不備の書類は、機能等証明書の関係書類である「入退室管理システム等の機能等証明明細書」になります。</p> <p>この書類は、納入予定の機器の仕様やカタログ書類を要求するもので、既設システムと互換性があるか確認するための非常に重要な書類であるため、提出は必須となります。</p> <p>応札予定者から上記書類の提出がなく、再提出を何度も懇請しましたが、結果として期限までの提出がなく、応札を許可（復旧手当）できませんでした。</p>

意見・質問	回答
<p>本件に関連して、入札説明書では、事前の質問ができることが記されていますが、事前に提出書類の相談などはあったのでしょうか。</p> <p>特記仕様書4.3では、「停電時や故障時においても、システムを安全な状態を保つ機能を有すること」とされていますが、この安全な状態とはどのような状態でしょうか。</p> <p>また、「停電時にはゲートを安全な状態（解放）を保つ機能を有すること」とされていますが、これは、解放された状態になるということでしょうか。そうだとすると、その場合のセキュリティはどのように確保するのでしょうか。</p> <p>特記仕様書5.2では、「他府省に導入されるICカード身分証において本システムの通行機能が確保されていること」とされていますが、他府省のICカード身分証があれば通行できるということでしょうか。</p> <p>特記仕様書6.3では、「入退室管理サーバー・入退室管理端末については納入期限から起算し5年以上有償無償を問わず、部品の供給を含めた保守対応が可能であることを保証すること」とされていますが、5年以上何年まででしょうか。</p>	<p>事前の質問や相談はありませんでした。</p> <p>システムを安全な状態を保つとは、「停電や故障が発生した場合は、システムデータを保護し、安全にシャットダウンさせるということ」という意味となります。通常は保護用UPSを設置し、当該機能を担保することになります。</p> <p>また、「停電時にはゲートを安全な状態（解放）を保つ機能を有すること」とは、「セキュリティ確保のため、停電時は施錠されることを前提とするが、職員等が中に閉じ込められることがないよう、内部からは開錠できる機能を有すること」を意味します。現行の運用でも同様としており、常時、解放（開錠）状態にすることはありません。</p> <p>「他府省」とは、国土交通省東京航空局を指します。</p> <p>東京航空局は空港保安エリアを管理するため、ICカード身分証を発行しており、税関を含む関連官庁（以下、税関等）は当該カードの貸与を受けています。</p> <p>空港保安エリア内には、税関等が管理する諸室があるため、当該カードに個別に入退室権限を付与し、通行機能を確保することが必要となります。</p> <p>税関等が管理する諸室への入退室権限を付与できるのは、当該入退館管理システムのみであり、また、運用上、入退室権限を付与するのは、税関等職員が貸与を受ける当該カードに限られるため、他府省の発行するICカード身分証があれば通行できるということではありません。</p> <p>「最低5年以上は保守対応が可能であること」という意味ですので、仕様書上、特に上限は求めておりません。なお、保証期間である「納入期限から5年以上」の考え方は、サーバー機器製品の標準的なモデルケースに準じたものを採用しており、保守対応の可能な期間が長くなればなるほど、発注者側に有利になるため、上限を設ける必要はないと考えております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：税関監視カメラシステムネットワークデコーダーの更新 契約相手方：日本アクア開発株式会社 （法人番号7010701016717） 契約金額：505,780円 契約締結日：令和4年6月29日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>予定価格の算出について</p> <p>2者応札で低落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 応札業者は、導入する機器の特定メーカーから特別割引の恩典を利用した入札だったとのことでありますが、割引額が大きすぎる気がします。更新事業はきちんとなされたのでしょうか。</p> <p>予定価格を大きく下回る落札額となり、入札の効果を発揮できた事例といえると思います。機器価格が価格の中心を占めると考えられる中で、</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 羽田税関支署に設置されている税関監視カメラシステムは、「B社」が所有するカメラシステムの映像データの提供を受けています。 同社カメラシステムの更新に伴い、税関監視カメラシステムに映像データを配信する機器（ネットワークデコーダー）の更新を行うものです。</p> <p>本案件の予定価格を作成するにあたり、受注者以外の2者に対して仕様を説明して市場価格調査を行いました。 各社とも市場価格調査時には、部材費と工事費等の項目での見積書の提出があり、当該見積書の内容を基に予定価格を作成しました。</p> <p>本案件は、入札公告中に興味を示した契約者が応札の意思を示し落札しました。 契約者は日頃から特定メーカーと懇意にしており、当該特定メーカーの商品について入札時に特別割引を受けることができたため、安価な価格で応札できたこと、また取付工事等に関しても、委託せず自社で施工したことにより安価で応札できたことが低落札率の要因であると考えます。</p> <p>《担当部局からの回答》 特別割引額については、特定企業の商品を大量に購入すると得られるものであり、企業努力に基づくものであるとのことであり、更新工事に向けてデコーダー類は既に納品済みであり、工事を待つだけの状況となります。</p> <p>「懇意にしているから」以外の要因については、メーカー側の余剰在庫状況、新製品発表後の旧製品の処分の必要性など、メーカー側の要因についても</p>

意見・質問	回答
<p>「懇意にしているから」という理由だけで、これだけの値段の乖離が生じるものなのでしょうか。機器メーカーの違い、余剰在庫品、新商品発売後の旧商品など、価格が低い別の要因の可能性は考えられますでしょうか。</p> <p>納品されたネットワークデコーダーは特定メーカーの機器であり、落札者が特定メーカーから入札時に特別割引を受けられたため入札価格を抑えることができたとのことですが、この場合の特定メーカーについての情報は、当関内で、どのように管理されているのでしょうか。</p> <p>今後同様の入札が行われる場合に、入札者が特定メーカーから特別割引を受けられるとの情報は、どのような影響を及ぼすのでしょうか。</p> <p>「B社」のカメラシステムの更新が行われるたびに、当関のネットワークデコーダーの更新を行う必要が生じるということでしょうか。</p> <p>更新されたカメラシステムの機器は仕様書別紙2の監視カメラでしょうか。</p> <p>仕様書別紙1記載の機器のうち、当関が所有しているのは、ネットワークデコーダーのみでしょうか。それ以外の機器は、「B社」の所有という理解でしょうか。</p> <p>本件は、機器の更新ですので、価格の主要部分は機器の代金が占めるように思われますが、積算内訳では、工事費等が4割を占め、それだけでも実際の落札額総額を上回る額が積算されています。交換・調整がメインで、多くの工事費が必要となるような特殊機器なのでしょうか。</p>	<p>少なからず関係している可能性はあると思料されます。</p> <p>特別割引額については、特定企業の商品を大量に購入するなど応札業者の企業努力に基づくものであるため、随意契約する場合に行う見積合わせは積極的に声をかけるなど、参考情報として当関内又は他税関に対して情報提供を行っております。</p> <p>今回の調達は何メーカーの機器のみが互換性があり、機器が限られてしまいましたが、一般的には競争性を働かせるため、メーカーを限定しないように仕様書を作成するように努めておりますので、今後の調達への影響は少ないものと思料いたします。</p> <p>「B社」のカメラシステムと互換性があるネットワークデコーダーでないと映像の提供を受けることができません。</p> <p>次回更新されるカメラが今回更新したネットワークデコーダーと互換性があれば更新の必要はありませんが、互換性がない場合は更新の必要があります。</p> <p>税関に画像提供している更新されたカメラシステムは、仕様書別紙2で相違ありません。</p> <p>仕様書別紙1の内、図示した部分（配線等を含む。）が税関所有となります。</p> <p>工事に関しては、機器の更新と配線接続に係る作業がメインであり、多額の工事費については不要との回答がありました。</p> <p>市場価格調査を実施した者は、「B社」のカメラシステムの更新業者及び税関監視カメラシステムの設置業者等であり、想定される作業範囲を最大限見込んだため、多くの工事費を積算したものと思料されます。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：災害対策用物品の購入 契約相手方：株式会社ミヨシ (法人番号2120001011197) 契約金額：1,827,056円 契約締結日：令和4年9月6日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>6者応札で低落札率となった要因について</p> <p>《回覧による委員からの質問・意見》 非常用の物品の調達は、どの程度の頻度で行われるのでしょうか。例えば、今回の調達のうち、飲料水は本関、大黒埠頭出張所(監視部)、川崎外郵出張所のみとなっており、その他は、今回は調達を行わないようです。このようにバラバラに調達するより一度に調達した方が効率がよいようにも思われますが、そのようにできない理由をご教示ください。</p> <p>仕様書に参考品を記載する理由をご教示ください。</p> <p>エンジンオイルは回収を含んでいるようですが、それ以外の物品については、保存期限が経過した災害対策用物品の回収は行わないということでしょうか。当関が自ら廃棄することになるということでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 大規模災害に備え、横浜税関各官署に配備するための飲料水、非常食及び非常用トイレセット等9品目の災害用物品を調達したものです。</p> <p>低落札率となった要因については、調達物品の品目が取扱業者を限定することなく、多くの参加業者が見込める内容であったため、入札参加業者が他社との競合を強く意識して企業努力を大きく反映させた価格で入札したものと推測されます。予定価格の算出にあたっては、市場実態を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの聞き取り徴取に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》 飲料水（10年以上）、乾パン（5年以上）等、備蓄品のそれぞれで保存期限にばらつきがあり、現状、各官署で保存期限が到来する品目において調達を行っているものです。調達自体は年に1回の頻度で年間分をまとめ調達しています。</p> <p>仕様書に「参考品と同等以上のもの」と記載することで当関が想定している物品の質を確保し、また、入札参加者が同等商品で公平に競争できるようにしています。</p> <p>その通りとなります。災害対策用物品については、個別に業者と契約して廃棄をするのではなく、通常の事業系一般廃棄物として廃棄しています。なお、乾パン等の備蓄品に関しては、令和5年以降、フードバンク団体に無償提供を行う予定としております。</p>

意見・質問	回答
<p>6社が入札した結果、入札の効果が発揮された案件と評価できると思いますが予定価格が高めであったことが推定されます。今後、予定価額の積算を適正に進めるうえで工夫することは考えられますか。</p>	<p>今回のような多数の者が参加できる入札では競争性が強く働き企業努力で参考見積から大幅に価格を下げた価格で入札することが想定されるため、事前の参考見積だけではなく、前年度の落札率を勘案する等、予定価格の積算を適正に進めるために検討します。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：横浜税関山下分庁舎解体工事設計業務 契約相手方：株式会社翔設計 (法人番号7011001028717) 契約金額：8,250,000円 契約締結日：令和4年9月1日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>高落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 予定価格の算出にあたり、人工の算定は具体的にどのように調査されたのですか。杭基礎引き抜き後の地盤対策等考慮されていますか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 横浜税関山下分庁舎敷地内の建屋、杭及び地中構築物を含む全ての構造物を解体・撤去して更地にするための解体工事設計業務を調達したものです。本件契約に当たっては、建築物の規模等を明示し、設計に係る総額を入札書に記載させる方法で一般競争入札を行ったものです。</p> <p>高落札率となった点について、当該予定価格の算出に当たって、複数の者から人工の聞き取りを行っており、市場実態を適切に反映したものであると考えられますが、杭基礎が多く、引き抜き後の地盤対策などの技術を要する案件であるため、企業努力の余地がそれほどなかったものと思料されます。また、当初の開札においては、予定価格を下回る者がおらず、再度入札（2回目）を実施することとなり、再度入札（2回目）の結果、本契約者が落札したものです。再度入札により高落札率になったことも要因のひとつと考えています。予定価格の算出にあたっては、市場実態を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの聞き取り徴取に努めてまいります。なお、本件入札に当たっては2者が入札参加の意思を示しましたが、うち1者が応札直前で他案件の契約が決まり、当案件から辞退いたしました。</p> <p>《担当部局からの回答》 仕様書を提示の上で人工調査を行っております。仕様書提示の際に、土地を財務局へ返還するまでの設計であるため地盤対策が必要である旨を説明しており、また設計業者の経験に基づいた人工調査結果となっていることから、人工の算定に地盤対策等も考慮されております。</p>

意見・質問	回答
<p>契約書15条の契約物品、16条、17条の受入検査、特別受入手続の対象物、18条・21条の「納品」の対象物は、仕様書別表1及び2の成果物を意味するのでしょうか。</p> <p>前記に関連して、契約書22条では納入物品とされ、同24条では納入物件とされていますが、納入物品と納入物件は異なるという理解でしょうか。</p> <p>前記に関連して、仮にいずれも成果物を意味する場合、仕様書別表1及び2記載の成果物(電子データで提出された設計図書も含まれているようです)の著作権は、契約書24条によって当関に譲渡されるという理解でしょうか(仕様書10にも本業務において得られた成果は、全て当関に帰属するとされています。)。これに対して、仕様書14では、電子データで提出された設計図書を(解体)工事発注の際の入札において貸与することができるとの記載があり、著作権を譲渡したことと一見矛盾するようにも思われますが、仕様書で別途電子データの利用について定めている理由をご教示ください。</p> <p>人工数については複数の者から聞き取りを行ったとされていますが、複数の者が見積もった人工数は、それほど違いがなかったということでしょうか。それとも、見積もり人工数に差があり、最も少ない人工数を採用したということでしょうか。本件では、複数の者からの聞き取り以外に、人工数を算定するための資料等はないのでしょうか。</p> <p>「当該予定価格の算定に当たって、複数の者から人工の聞き取りを行い」とありますが、具体的には、何社ぐらいにあたり、人工についての見積りにおけるばらつきはどの程度であったのでしょうか。また、入札した2社は、事前に、見積調査で協力を依頼した会社ですか。</p>	<p>ご認識のとおりとなります。</p> <p>一般的な請負業務契約書を使用しております。本契約で言えば、納入物品と納入物件は同一のものと認識しております。</p> <p>仰るとおり、当該成果物は当関に譲渡されるものであり、仕様書14の記載の有無にかかわらず、当関において貸与可能と考えます。今後、同様の調達の際には仕様書等の精査に努めて参ります。</p> <p>人工数については、2者から聞き取りを行い、人工数の低い方を採用しております。人工数算定方法については、解体に関して明確な算定方法はございません。</p> <p>2者から聞き取りを行っており、人工数については2者で若干の乖離はございますが、低い方を採用しております。入札に参加した2者のうち1者については、事前に聞き取りの協力を頂いた者となります。</p>